特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	保育園事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、保育園事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

本評価書では以下の略称を用いています。

「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号)

特記事項

「番号法第19条第8号に基づく主務省令」···行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年/デジタル庁/総務省令 第9号)

評価実施機関名

長岡市教育委員会

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	保育園事務					
②事務の概要	保育園の入退園管理、保育料の収滞納管理、保育所運営費に係る支弁報告					
③システムの名称	1 子ども子育て支援システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)					
2. 特定個人情報ファイル:	Z Company of the comp					
保育園入園申込書兼保育児童	台帳					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法別表第9の項					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17,20の項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	子ども未来部保育課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	子ども未来部保育課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2219					
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した					
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か		17年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び: 3) 基礎項目評価書及び:	·			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	人手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	죠(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	ほじた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている] 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバーの確認は記載内容及 号を元にして必要に応じ情報連携?	び個人番号確認書類の照合により実施しており、実地で確認した番 を行っている。				
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 [〇] 内部監査				
10. 従業者に対する教育・	啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている] 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	2) 佐原のだい 考に ドップ ふょに 使用されるロスクス の対策					
当該対策は十分か【再掲】		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバーの記載の有無に係らず提出のあった書類の種類・数量を記載する受付簿を管理しており、またマイナンバーが記載されている書類の所在を保管庫に限定している。					

変更箇所

変更箇層					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当 部署 ①部署	子育て支援部保育課	子ども未来部保育課	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの 取扱 いに関する問合せ 連絡先	子育て支援部保育課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2219	子ども未来部保育課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2219	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年4月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年11月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成29年11月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当 部署 ②所属長	大野 宏	田辺 亮	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
平成30年7月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和1年6月21日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当 部署 ②所属長の役職名	田辺 亮	課長	事後	重要な変更に当たらない項目
令和1年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策	なし	新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和3年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和4年6月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	1 子ども子育て支援システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)	1 子とも子育て支援システム 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連 携サーバー) 4 マイナポータルぴったりサービス(サービス	事前	重要な変更に当たらない項目
令和5年6月8日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言 特記事項	長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条 例第31号)	長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和 4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更に当たらない項目
令和5年6月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和6年6月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」・・・・・ 「政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号) 「主務省令②は一大を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第7号) 「条例」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	「番号法」・・・・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)「番号法第19条第8号に基づく主務省令」・・・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づ入用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年/デジタル庁/総務省令第9号)	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第8の項 主務省令①第8条	番号法別表第9の項	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法別表第2第13、16の項 主務省令②第12条	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表17,20の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新設)	十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	(新設)	マイナンバーの確認は記載内容及び個人番号確認書類の照合により実施しており、実地で確認した番号を元にして必要に応じ情報連携を行っている。	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十 分か【再掲】	(新設)	十分である	事後	重要な変更に当たらない項目
令和7年6月30日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えら れる対策 判断の根拠	(新設)	マイナンバーの記載の有無に係らず提出のあった書類の種類・数量を記載する受付簿を管理しており、またマイナンバーが記載されている書類の所在を保管庫に限定している。	事後	重要な変更に当たらない項目